

平成29年度第5回小中一貫教育に関する検討会

議 事 録

開会日時 平成29年 12月 22日 (金) 午前 10時30分

閉会日時 午前 11時50分

開会場所 板橋区役所本庁舎北館6階 教育委員会室

出席者 会長、副会長、委員10名 計12名

事務局職員 8名

午前 10時00分 開会

事務局 おはようございます。定刻を過ぎましたので、始めさせていただきたいと思えます。

本日は冬至ということでございまして、年の瀬も大分押し詰まってまいりました。色々ご多用のところ、本日はお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、第5回になります小中一貫教育に関する検討会を開会させていただきたいと存じます。

資料につきましては事前にお送りさせていただいております。お持ちいただいておりますでしょうか。

お手元に資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お声がけをいただければというふうに存じます。

よろしいでしょうか。

資料でございますけれども、「平成29年度第5回小中一貫教育に関する検討会次第」と最初に書かれた資料でございます。

こちらの資料の次第に沿って、会議を進めてまいりたいというふうに存じます。

資料1と資料2がつづつございまして、資料の乱丁、落丁等がございましたら、お声かけをいただければというふうに存じます。

なお、資料1の中間のまとめ(案)につきましては、事前送付の後に、若干修正が入っておりますので、改めて、本日、机上に配付させていただいておりますので、会議はそちらで進めさせていただきたいというふうに存じますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議に際しまして、委員の方1名が、ご都合により欠席されるというご連絡を頂戴しているところでございます。

また、本検討会の運営につきましては、原則、公開ということで、傍聴のお申し出がある場合には、傍聴を許可するというところで既に決定をいただいているところでございます。

本日は、まだ、傍聴の方はいらっしゃっておりませんが、この後、傍聴の方がいらっしゃいましたら、随時、傍聴を認めてまいりたいというふうに存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ここで本検討会の会長から、ひと言、ご挨拶を頂戴いたしたいと存じます。

会 長 どうぞ、今日もよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

それでは、続きまして、検討に進んでまいりたいと存じます。

ここからは、別の事務局の担当より、議事を進めさせていただきます。
お願いいたします。

事務局 改めまして、皆様、こんにちは。

ご多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日もよろしく願いいたします。

着座にて進行させていただきます。

それでは、次第3、議事の（2）平成29年11月29日開催第4回小
中一貫教育に関する検討会の確認でございます。

前回の議事録につきましては、こちらに配付しておりますので、ご確認
いただきたいと思います。

前回、第4回につきまして簡単に振り返らせていただきたいと思います。
義務教育9年間を貫くカリキュラムの作成、小中一貫教育における地域との
連携、板橋区コミュニティ・スクールについて、平成29年度小中一貫教育
に関する検討会検討報告書中間のまとめ骨子案の3点についてご議論をいた
だいたところでございます。

まず、1点目の義務教育9年間を貫くカリキュラムについてです。

こちらにつきましては、カリキュラムの本区が進める小中一貫教育での
位置づけ、目的、活用方法など、例として国語の教材をお示ししながらご
説明したところでございます。

このカリキュラムの具体的な使い方、学習指導要領や教科書との関係に
ついてのご質問等がございました。

教科書との関係につきましては、教科書をより深く理解するためのもの、
また、自分で考えたことを自分で表現する。そして、皆と一緒に比べたり、
話したりして学びの姿を生み出すためのもの。また、テストではなく、基
礎力を高めるものであり、自分で考える、人から話を聞くという点で、学
校で対話しながら進めるのが基本であるといったご議論、ご意見がござい
ました。

次に、コミュニティ・スクールについてでございます。

こちらは、地域教育力推進課長から、別途行っている検討会の報告があ
りました。

現在実施されている学校運営連絡協議会を学校運営協議会に移行し、学校支援地域本部と連携、両輪の関係で教育活動を支援する仕組みとして、板橋区コミュニティ・スクールの導入を検討している。

既存の仕組みや組織を活用し、教育活動の充実を図ることとあわせて、学校を核とした地域活動の活性化にもつなげていくといったものでした。

この点につきましての議論としては、現在の検討では基本的には学校ごとの設置を考えているということでしたが、本検討会については、小中一貫のことを検討しておりますので、学びのエリアごとに設置をするという方向性もあるのではないかと。

また、縦割りでは事業そのものができなくなってしまう。地域、学校、家庭それぞれしっかりとした横軸をつくるという姿勢がなければ実現は難しい。

コミュニティ・スクールと小中一貫教育はセットで検討し、進める段階になっているのではないかとのご意見等ございました。

また、コミュニティ・スクールの機能として、学校の基本方針を承認するというものがあります。

地域の方の責任がこれまでと違った形で大きくなり、学校と一緒に子どもの将来に責を負うような形になるのではないのでしょうかというご意見もございました。

また、これから小中一貫という形でやっていくに当たっては、色々な学校の集まりの形態が出てくる。それぞれの地域で色々な意見を言うと、まとめるのも大変ですので、全体的なことを考えて進めていくようにするのがよいというご意見がございました。

最後に、中間のまとめ骨子案についてでございます。

こちらでは、9年間の教育目標や9年間のめざす子ども像の設定について、それぞれのお立場からご議論いただきました。

また、「カリキュラム」、「教育課程」、こういった用語の使い方について、ご意見をいただき、整理をしたところでございます。

また、保幼小連携という点に関しましては、小中一貫の小中の部分が中核にはなってはきますが、保幼小の学校間のつながりというのを、これまで別々だったものをつなげていくというのが方向性としてあると、そのためにも教育委員会の組織体制など、遅れをとらずに整えていく必要がある、こういったご意見をいただいたところでございます。

以上、前回の検討会を振り返らせていただきました。ご意見、足りない部分等がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

(はい)

事務局 それでは、続きまして、議題（３）「平成２９年度小中一貫教育に関する検討会検討報告書中間のまとめ（案）」に入ります。

資料１につきまして、担当から説明させていただきます。

事務局 本日もよろしくお願ひいたします。

座って失礼いたします。

それでは、資料１についてですけれども、こちらは中間のまとめの案になります。

事前送付させていただいたんですけれども、先ほどお話がありましたとおり、その後、若干修正した部分がありまして、本日、改めて机上に配付させていただきました。説明の際には、そちらをご覧くださいと思います。

事前送付時から修正した箇所については、説明の中で触れていきたいというふうに考えております。

では、お開きいただきまして、まず、目次をご覧ください。

こちらは、全体のつくりとしましては、まず、第１章ですけれども、今まで進めてきた学びのエリアにおける小中連携教育をさらに発展させて小中一貫教育を推進していくということとしておりますので、学びのエリアとは何かという説明が最初がないと、なかなかその説明が分かりづらいということで、少し詳しく記載している部分になります。

次に、第２章です。板橋区が今後進めていく小中一貫教育の目的、また、進むべき方向性について記載しております。

第３章で、板橋区が今後進めていく小中一貫教育の具体的な取組の内容について記載しております。

第４章は前回の検討会でお示ししたものと、若干、構成を変えています。

最初に小中一貫教育推進のための役割分担という項目を入れました。

また、コミュニティ・スクールについては、前回の章では、第３章に入れていたんですけれども、第４章に移しております。

また、学校施設整備計画との整合性と今後のスケジュールというところを入れて締めくくりとしております。

最後、参考資料ですけれども、コミュニティ・スクールにつきましては、こちらの検討会による検討状況を抜粋いたしまして、その後に、施設面の資料、設置要綱、組織図、委員名簿、検討経過といったところを載せております。

こちらが全体のつくりになります。

続きまして、中身の説明に入りますので、開きまして1ページをご覧ください。こちらから学びのエリアの説明ということになります。

構成としましては、最初のページで、学びのエリアの導入経緯ということで、平成20年3月の学習指導要領の告示以降の板橋区の動きを載せております。

1ページの最後のところに書いてありますけれども、平成22年度から現在の学びのエリアという名称でスタートしているという形になっております。

開きまして、2ページの方をご覧ください。

こちらには、今まで作成したカリキュラムについての説明が左側に、右側が29年4月1日現在の学びのエリアの一覧を載せてございます。

続きまして、4ページをお開きください。

こちらには、第2回検討会の資料から、通学区域との関係を示した部分を入れてございます。

通学区域と学びのエリアについて、必ずしも一致していないところが多いということが分かるような資料にはなっているのかなというふうに考えております。

続きまして、6ページをお開きください。

こちらには、学びのエリアにおける課題ということで、例えば小・中学校の距離が遠い場合には移動の負担が大きいですとか、進学先と学びのエリアとが一致していない場合があるといったところを文章にまとめているところになります。

7ページ以降に、これまでの学びのエリアにおける取組と成果をまとめております。

7ページのところでは、現在年2回開催している連携研修会について説明を入れてあります。また、下の方に用語解説を入れさせていただきました。

開きまして、8ページから9ページ。

こちらは今回の資料で新しく作成した資料になります。

直近、平成29年、今年度の第2回の連携研修会。こちら10月～11月にかけて、最近、開催されたものですが、23エリアにおいてどのようなことが行われたかということをもとめた資料として載せてございます。

続きまして、10ページをお開きください。

こちらは、学びのエリアの取組ということで、第2回の検討会資料をもとに、取組についてというところです。

11ページの結びのところでは、学びのエリア導入当初は、連携研修会というところからスタートしましたが、こちらに記載されているように、様々な児童・生徒の交流、教員の交流が実施されているということも踏まえて、こちらの広がりこそ学びのエリア導入の成果ということでもまとめているのが第1章部分になります。

全体の構成、第1章の説明は以上になります。

事務局 1章につきまして、現状、学びのエリアの説明等に触れているパートでございます。説明に対してご意見、ご質問等はございますでしょうか。
よろしく願いいたします。

委員 第1章のタイトルが「板橋区における保幼小中連携教育」となっていますが、その次に来るのが「学びのエリアの導入経緯」で、学びのエリアから入ってきますよね。そうすると、分かりにくいかなと思うので、これからまた精査していくと思うのですが、我々は保幼小中連携教育と学びのエリアというのがつながっているというのを理解している委員の方が多いのかもしれないけれども、これを一般的なところで出していくには、分かりにくいのかなというふうに思うので、タイトルの出し方を工夫されるとういかと思います。

事務局 はい。
他に、よろしいでしょうか。

章ごとに説明させていただきますので、また、最後にお気づきの点等がございましたらご質問等をいただければと思いますので、続きまして、2章の説明に入らせていただいでよろしいでしょうか。

(はい)

事務局 では、進めさせていただきます。

事務局 続きまして、第2章の説明になります。

12ページをお開きください。

こちらは「板橋区が進める小中一貫教育」ということで、最初のところで、板橋区の教育基本計画でございます「板橋区教育ビジョン2025」における小中一貫教育の位置づけというものを12ページに記載しております。

13ページです。

こちらは第2回の検討会でお示した小中一貫教育の目的になります。

ここに1か所、事前送付時から修正した箇所がありますのでご案内いたします。

1つ目の○ですけど、「小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として、互いに理解・協力し、責任を共有して教育効果を高める」とございますけれども、こちらの「協力」の前に「理解」というところを入れました。

協力の前に、相互理解がまずは必要だろうということで、こちらの言葉を追加しているということになります。

続きまして、14ページをお開きください。

「板橋区における小中一貫教育の方向性」というところで、第2回の検討会資料で使用した表を入れてございます。

こちらのBのところは板橋区のめざす小中一貫教育ということですよ。

下の網掛けのところをご覧くださいまして、「学びのエリアごとの9年間のめざす子ども像の設定」と、「9年間の系統性・体系的に配慮した指導計画の作成・実施」という、この2点を軸として進めていきますということになります。

まずは9年間のめざす子ども像を学びのエリアで統一することが必要であろうということ。教育目標の統一については、その次の段階という流れになろうかということと考えております。

続きまして、16ページをお開きください。

こちらは、表の内容を簡単に説明している部分になります。

先ほどの表でありましたCの小中一貫型小学校・中学校、また、Dの義務教育学校というものにつきましては、板橋区では学校の改築のタイミングを択えて検討の視野に入れていくというふうに考えてございます。

次に、17ページです。

こちらは「学びのエリアを生かした小中一貫教育の推進」ということで、28年度の庁内検討報告書に載せていたものと同じにしております。

前回お示しした資料ですと、こちらは目的の前に入れていたページになるんですけども、最後に入れた方がいいだろうということで入れ替えをしている形になります。

第2章の説明につきましては、以上になります。

事務局 それでは、第2章につきまして、ご質問ご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

こちらにつきましては、検討会の中で議論いただいたものを主に掲載しているものとなっております。

よろしいでしょうか。

(はい)

事務局 では、説明を先に進めさせていただきます。

事務局 続きまして、第3章、18ページをお開きください。

こちら、具体的な取組の内容ということになります。

1の最初のところ、学びのエリアの見直しのことを書きました。

第3回の検討会で、見直し案の区割りをお示しさせていただいたところですけども、こちらの見直し案につきまして、中間のまとめの時点では入れないということにしております。

(2) 今後の取組内容というところで、さっきの2点、「9年間のめざす子ども像の設定・共有」と「9年間の指導計画の作成・実施」というところがメインになってきますけれども、今後は児童・生徒の交流活動とともに教員同士の交流活動にも力を入れていく必要があるということも18ページの下に文章として入れております。

あと、19ページなんですけれども、中ほどの文章に事前送付時から追加した箇所がございますので、ご案内したいと思います。

図3-2の上、下から5行目になります。

読みます。「なお、保幼小の連携については、学校行事への参加や学校見

学・体験、「小学校入学前に身に付けたい10の生活習慣」の推進など、就学前教育と小学校教育の接続の具体化を引き続き行っていく。そして、従来の保幼小中連携教育から、学びのエリアを核とした「保幼小接続・小中一貫教育」へと発展させていく」ということで、保幼小の接続について書いたものになっております。

お開きいただきまして、20ページです。

こちらの最後に、「9年間の系統性・体系性に配慮した指導計画等を全区立小・中学校で使用するにより、学びのエリア外の中学校へ進学した場合でも、板橋区の小中一貫教育で培われた力を進学先の中学校で発揮することが可能になる」ということを入れさせていただきました。

21ページ以降、大きな柱の2点、「めざす子ども像の共有」と「指導計画の作成・実施」についての説明となりますが、こちらにつきましては、事務局の別の担当からご説明をいたします。

事務局 2から説明させていただきます。

先ほど出てまいりました、本区が小中連携から小中一貫教育へさらに進めていくために、9年間のめざす子ども像、そして、指導計画等の作成といったことが説明されていたかと思えます。

まず、めざす子ども像の設定についてお話しいたします。

21ページにございます図や、表と言ったらいでしょうか、これについては、板橋区教育ビジョン2025に記載されております、めざす将来像、めざす人間像、未来を担う人に必要とされる資質・能力でございます。

本区においては、9年間のめざす子ども像を設定する際には、ここをもとにして検討し、設定していただきたいと考えております。

具体的には、21ページの下段落のところになりますが、各学びのエリアごとに、めざす子ども像を小学校1年生から中学校3年生までの9学年分設定するという。そして、エリア内の小・中学校で共有を図ること。3点目としては、先ほど申し上げたこのめざす人間像、未来を担う人に必要とされる資質・能力等を基本にして設定していくということでございます。

大事にしたいことは、めざす子ども像を共通に設定していく際に、その過程において各学校の校長先生や先生方がよく熟議すること、その上で決定していくということが小中一貫教育を推進していくことに繋がるということでございます。

めざす子ども像を、具体的に、どのように教育活動を行う上で位置づけ

ていくかということについて、私どもは、区立小・中学校が毎年度3月までに教育委員会に提出している教育課程届に、ここに明記していくことが一番いいのではないかと考えております。

22ページを開けてください。

めざす子ども像については、1、教育目標、学校の教育目標のところに記載していただきたいということ。そして、小・中学校で同一のものを記載するということだと考えています。

そして、もう一つ。(2)の学校の教育目標を達成するための基本方針については、エリアで共通にできる内容について記載するということ。初めは全てではなくても、教育課程届は毎年提出するものですから、毎年検討しながら、ここは記載していただきたいと考えております。

大きな2つ目の9年間の系統性・体系性に配慮した指導計画等についてです。

ここについての作成の基本方針等の(1)については変わっておりません。前回説明したのと同じことです。

それから、次の24ページの作成する資料についても変わっておりません。

(3)の作成後の活用方法について。ここは変更点がございますので説明させていただきます。

私どもは、この指導計画や教材等を作成するときに、日々の授業に加えて、国語、算数・数学の教材を、使っていただきたいと考えておりました。

しかしながら、実際には、小学校においても第3・4学年で外国語活動が1時間増えるというようなこと、5・6年においても同様であるというようなこと、また、中学校においては、朝の時間は0分程度しかなくて、この教材は使える状況にはないということ。そういった状況ではありますが、私どもとしては、これは授業で十分使えるように作成したものですから使っていただきたい。使っていただくためには、教科の中で使っていただくことが一番よいのかなというふうに考えて、今回、お話しさせていただいております。

また、朝の時間や家庭学習で使いたいという学校については、そのように使うこともよいことではないかと思いますが、いずれにしても、どのような場面で活用するかについては、学びのエリアで検討していただきたいと考えているところです。

以上でございます。

事務局 ここまでが、3章のご説明となります。

前回の検討会でも、色々のご議論、ご意見をいただきました9年間の系統性・体系性に配慮した指導計画等に、一部修正等を加えさせていただきました。

何か、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく願いいたします。

委員 よろしいですか。

事務局 お願いします。

委員 18ページの3章の1の(1)のところの学びのエリアの見直しということで、2行目の「平成30年4月1日からの見直しに向けて」、「4月からの」というのは、そこから見直しが始まるのか。

ただ、もう既に組み替えは済んでいると思うので、これを読んでいると、見直しがそこから始まるような気がしてしょうがないのです。

「検討を進めている」というふうになっているのですが、検討は終わっているのではないのでしょうか。

事務局 そうですね。最終的な報告では、もう見直して、30年度からという形をとりますので、こちらについては表記を直させていただきます。

委員 もう1か所ですが、22ページの教育課程の届出の、最初の吹き出しのところの「めざす子ども像を9学年分記載し」ということは、小学校1年の子ども像、2年の子ども像、3年、とこういう意味ですか。9つ並べるということですか。

事務局 この9学年分記載するということについてですが、めざす子ども像は地域の方が見ても、学校の先生方が見ても、共通に持っているということが大切であると考えて、その設定については、1年分ずつつくるのか、それとも2年分まとめてつくっていくのか、そういったことについては各エリアで検討していただきたいと思っていますところでは。

委員 じゃあ、エリアによって、9つ並べるところもあるし、このエリアは、

これに向けて小学校から積み上げて、ここを最終的に義務教育の終わりで目指しているんだ、というのでもよろしいのでしょうか。

事務局 はい。その方が、先生方がそれを意識しながら授業を、日々の教育活動を進めていく上でよいならそれでよいし、1年、2年分ずつまとめてやった方がいいというのならば、そのように変えていただくということを毎年検討していただければと思っています。

委員 これだけしか書いてないと、最初の方を絶対やらなくちゃいけないような感じがするので、もうちょっと上手に表記していただけると、今の説明みたいな形で作成しようというふうにもなるのかなと。

そもそも、この「めざす子ども像」は、何年の教育課程から入れるべきなのでしょうか。

今度の30年度の教育課程の編成に向けて、これを組み入れていくということですか。それとも、その先なのでしょうか。

事務局 以前より、この板橋区の教育ビジョン2025等でめざす子ども像を決めていただきたいというようなお話はしているかと思います。

ただ、この検討報告書が出るのは平成30年2月、3月ですので、全ての先生方がこれを目にするのは、それ以降になります。

そうしますと、既にめざす子ども像を設定している学校はここにそのまま入れていただければいいし、そうでなければ、平成30年度に教育課程に位置づけていけばよいのかなと私は考えを持っておりますが、いかがでしょうか。

事務局 後ほど、スケジュールというところで、またご説明させていただきます。

委員 それでは、私の方からお伝えします。

これは、今の検討状況なので、何年から新規でやりますよというところについては、改めて教育委員会の考え方を示す必要があると考えています。ですので、ある意味、理想の姿を考えるというふうに思っただけであればというふうに思っています。

それが平成30年度になるのか、現実的には平成31年度になるのでは

ないかと私も思いますけれども、その辺の部分については未確定な部分だということでご了承ください。

事務局 そのほか、いかがでしょうか。

副会長 今のお話を聞いていると、全校で揃ってこうやりますと切り替えるという形ではなくて、ある意味、進んでいる、または検討が済んでいるところについてはお進めいただいて、いずれにしても教育委員会が定めたある種のゴール期限については全部揃うと、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

事務局 そう。私は先ほど説明いたしましたつもりです。

副会長 他の委員の方は、そのような理解でよろしいですか。

進んでいるところはストップしなさいなんてことは、もう逆に困るでしょうし。

(特に意見なし)

分かりました。

事務局 はい。

委員 この第1表のところは、コミュニティ・スクールの関係でも、地域の人たちとどここの部分を共有化して承認していくのかというところになるので、今日この時点で、ばしっと決めるのは難しいと思うのですが、従来から、
1、教育目標、(1)学校の教育目標というふうに出していたところの部分とするのか、また、その教育目標の上のところ、学びのエリアでの、小中一貫としての9年間の子どもの像みたいなものを、かなり大きな感じを出しておいた方がいいのか、その辺はもう少し詰めた方がいいのかなというような気がします。

この段階で、ばしっとは決められないのかなと思いますけれども。

委員 前回休んでいたもので、つながってなければ申し訳ないのですが、今、おっしゃったことは、そのとおりになっていくのだろうというのはよく分かります。

ただ、どうしてもコミュニティ・スクールとの絡みが今後出てきた中で、どうやっていくのかといったところは、まだ課題として残っているのかなといったところがありますので、余りはっきりと、びっしりということよりも、今は小中で同じ目標で進んでいきたいと思いますというところの共通理解というような押さえで、まずは校長会にも投げかけていただく、または我々から、こんなような形で今進んでいますというのがいいのかなということを思います。

事務局 そのほか、いかがでしょうか。

委員 この22ページの吹き出しの上のところ、先ほど他の委員の方から、この表記はという話もありましたけど、ここにどういう形で入れていいのかなということ、入れる場合はこんな感じでお願いします、みたいなものがあつた方が分かりやすいなと私は思います。

うちの学校だけの場合で考えると、先ほどありました小中一貫と、それからコミュニティ・スクールをセットでやっていくという発想を持ったときに、うちは三つありますけど、学びのエリアの小学校の先生方も分かる、うちの学校の先生方も分かるという状況にしておかないと、どこに入っているの、よく分かんないなみたいな状況になってしまうのは余りよろしくないかなとは思っているので、どういうふうな形でもいいのですが、教育課程届に、もしイメージとしてこんな感じでというのがあればお教えいただきたい。これだけだと、一体、じゃあ、どこに書くのというのがよく分からないので、すみませんが、その辺をもうちょっとお考えいただければいいのかなと思いました。

事務局 めざす子ども像を、そのエリア内の学校、または保護者、地域の方も意識しながら取り組んでいく、ということが一番成果の上がることだと思っています。

そのために、めざす子ども像を決めてくださいと申し上げたのですが、それを、じゃあ、どのように明記していくのかというのについては、まだ、皆さん、どういう形にするのかが、分かってない状況だと思います。

それは、来年度、実際につくってみながら、そして、それをそれぞれの

エリアでこういうものを今考えているということを共有しながら、具体的にしていくことも必要なのかなと思っているところです。

委員 はい。

事務局 書き方の例示みたいなのがあった方がいいということですか。

委員 そういうイメージもあるのですが、でも、簡単に申し上げると、熟議しなきゃ、なかなかその子ども像は出てこないというのがあるじゃないですか。

なので、熟議した結果がどこに反映されるのかなというののはっきりしていた方がいいなというふうに思うだけです。

事務局 そのほか、いかがでしょうか。

では、続きまして、第4章の説明に入らせていただきます。

事務局 それでは、第4章、25ページをお開きください。

「板橋区における小中一貫教育を推進するために」ということで、まとめの部分になります。

最初のところで、今回、新しく入れた部分ですけれども、役割分担ということで、学校、学びのエリア、教育委員会、ちょっと開いて26ページに地域との連携ということで入れております。

学校につきましては、他の学びのエリア校と連携・協力しながら、学びのエリアで話し合って検討した事項に沿って計画的に取り組を進めていくということを、上の1、2、3ぐらいの○のところで記載しているということになります。

4つ目のところでは、取り組を通じて教職員の授業力、生活指導力を高めていくということも図れればということで入れている部分になります。

最後の○については、取り組内容の保護者や地域への説明というところを入れております。

(2)、こちらが、板橋区の小中一貫教育においては学びのエリアが核となりますので、こちらの役割が重要になってくるかなと思います。

学びのエリアにつきましては、まず、次年度の基本方針、年間スケ

ジュール等、検討・決定するための組織体制を整えるということが、まず必要になります。

次に、年間スケジュールを前年度中に作成する。

先ほどお話しした「めざす子ども像の設定・共有」、また、子ども像を踏まえて、「各学校の教育目標を達成するための基本方針」についても検討ということになるかと思えます。

また、指導計画等についても、エリア内で共通に実施すべき内容を検討するということで、先ほど、「熟議」という言葉もありましたけれども、検討していただくというのが学びのエリアの役割なのかなと思えます。

(3) 教育委員会ですけれども、こちらは、まず、各校・各エリアの取組状況の把握、課題の検討ということのほか、小中一貫教育を全区展開していくための推進体制の整備、指導計画等については全小・中学校への周知を図る。

また、名教科等の年間指導計画を9年間分作成し、各学校において検討・修正できるようにするということがあります。

保幼小中連携研修会の進め方については再検討ということで、よりよい小中一貫教育のあり方を模索していきます。

広報やホームページを通じて、保護者・地域に積極的に情報発信というところも教育委員会の役割となると考えています。

開きまして、26ページです。

(4) は地域との連携というふうにしまして、保護者や地域の力との連携が小中一貫教育推進のためにますます重要になるということを書かせていただきました。ここからコミュニティ・スクールの話につなげていくという流れにしております。

コミュニティ・スクールにつきましては、本検討会とは別に検討会が設置されておりまして、そちらにおける検討状況というところは参考資料1に回しております。

こちらのページの記述については、事前送付のときからかなり修正した部分があります。細かい文言修正等も色々入れているところではあるんですけども、大きなところとしては、中ほどのところに「コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校を指す」ということで説明を入れました。

9年間のめざす子ども像を学びのエリアで統一することによって、先ほどもお話がありましたとおり、保護者や地域も含めて、小中一貫教育を踏まえた学校への基本方針を共有していくということになります。

下から4行のあたりです。こちらは大きく修正した部分ですので、読ませていただきます。

「各学校の立地や施設の状況、児童・生徒数の動態、地域との関係等によっては、今後小・中学校を併せた2以上の学校で、あるいは学びのエリア内の学校で学校運営協議会を一本化していこうとする自発的な動きが出てくる可能性がある。このような状況になると、小中一貫教育と板橋区コミュニティ・スクールとの関連がより密接になるものと考えている」ということで、コミュニティ・スクールについては記載しております。

続きまして、27ページの3番、学校施設整備計画との整合性ということで、前回検討会の資料では、第4章の最初の方に出ておりましたが、今回は順番を変更してございます。

実際に小中一貫教育校としての施設整備を行うタイミングがあるとすれば、学校の建替時期のタイミングでないと難しいということから、多くが施設隣接型、もしくは分離型の取組になってくるというふうに考えております。

また、全国的に見ると、4-3-2ですとか、4-5、5-4という学年段階の区切りを柔軟に設定している事例もありますので、例えば小学校5・6年生が中学校の校舎に通い、中学生とともに生活するような形態も考えられるということを記載しております。

参考資料2と3で施設面の説明について補強するというような形をつくりました。

最後に、28ページになります。

こちらが今後のスケジュールということで、先ほども次長からお話がありましたけれども、確定したところではありませんが、一応、案として付けているものでございます。

29年度、本年度中に、「国語」、「算数・数学」、「英語」、「キャリア教育」の指導計画等が完成しますので、これを各小・中学校に配布します。

また、そのうちの一部、小中一貫教育指導資料については、全教員に配布する、また、説明会の開催ということがございます。

板橋の教育課題に関する研究指定校を五つの学びのエリアで、ということとは引き続き、指定してまいります。

平成30年4月に学びのエリアの見直しが予定されていまして、あわせて小中一貫教育指導資料等については、全小・中学校への周知を図り、各学校で活用してもらいます。

また、保幼小中連携研修会の進め方について、30年度中に再検討を行い、再検討した内容によって、31年度の実施につなげていくという形にしております。

先ほどお話しした、めざす子ども像の統一・共有については、こちらの資料では平成30年度、31年度でエリア内で協議していただいて、32年度、新学習指導要領の小学校全面実施に合わせて、学びのエリアにおいて統一して設定という形の記載にしております。

また、コミュニティ・スクールにつきましては、全小・中学校で同じタイミングで本格的に実施されるという予定になっておりますので、こちらにも記載しております。

本編はここまでという形で、あとは参考資料という扱いにしております。お開きいただいて、30ページ。

参考資料の1「板橋区コミュニティ・スクール導入に係る検討会」における検討状況を参考資料としてまとめました。

(3)の図ですけれども、こちらは事前送付したときには2ページの図になっていたんですけれども、1ページの図にしておりまして、前回お話しいただいた教育委員会の役割というのも入れている形の図に変更しております。

開きまして、32ページから施設面の検討というところの資料になります。

こちらは、第3回の検討会資料から修正を加えて載せております。長いんですけれども、42ページまでこちらの資料が付いてございます。

43ページには、こちらの検討会の設置要綱を載せてございまして、開いて45ページには、組織図ということで記載しております。

最後、47ページですけれども、こちら検討会の委員名簿を載せさせていただきました。今までは、ホームページ上で議事録や資料を公開しておりますけれども、名簿については氏名を伏せた状態で掲載しておりましたが、今回、中間のまとめということでパブリックコメントも実施しますので、今回は氏名を入れた状態で掲載させていただいております。

最終ページ、48ページが、今回の検討経過ということになっております。

以上で、中間のまとめ案という形にさせていただいております。

説明は以上です。

コミュニティ・スクールや施設面で、ご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

第4章に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく願いいたします。

委員 今ご説明にありました27ページですけれども、前回からこういうお話も伺っていますが、例えば小学校5年生や6年生が中学校の校舎に通い、という先ほどのご説明がありましたが、例えば施設一体型というのは数的に難しいのだと思いますが、施設分離型が多いのではないかと、そういう懸念もあります。例えばそれによって先生方のご負担は分かれますが、子どもたちの時間的な負担や、制約みたいなものは今以上に広がるというか、例えば、簡単に言えば、学校の帰りが遅くなるとか、時間的なこと、そういうことはあり得るのでしょうか。

事務局 通うという場合は、小学校に行ってから中学校へ行くというのではなくてでしょうか。

委員 それはそうです。

事務局 直接中学校の校舎に通うということになります。そうすると、例えば授業の1単位時間が、小学校の場合は45分ですが、中学校の場合は50分ということがあって、もしこういった分離型になった場合には50分にするのか、または、5年生、6年生は45分そのままやるのかということは今後の検討になってくるかと思います。

委員 じゃあ、例えば今の小学校の時間が、多少でも学校の時間が長くなるという可能性もある。

事務局 もし50分という授業になるならば、若干、長くなるのかなというふうには思っています。

委員 ありがとうございます。

委員 28ページのスケジュールで、何となく先が見えてきたかなと思うのですが、12月11日の定例校長会で配られたこの「教育課程届出に関するQ&A」の4ページのところに、さっきの学びのエリアのめざす子ども像。ここに書いてあるのが、「学びのエリアを柱として、保育園・幼稚園から小学校への円滑な接続、学びのエリアの小学校・中学校でめざす子ども像について共通理解を図り、教育課程を編成して、系統性をもった教育活動を進めることを大切にする」、ここだけを読んでいる校長から連絡がありました。

「僕は、もう30年度の教育課程から入れるものだと思っていた」というふうに解釈している学校もあるので、これは指導室だと思いますし、このスケジュールと、分かっていないというか、ずれているのかなと。

なので、教務主任研修会で教育課程の説明とかあると思いますが、そこでちゃんとやっていただかないと、早く進んでいる学校は入れられるのでしょうが、まだ全然考えていない学校はここだけを見ると、もう入れなきゃならないという感じでバタバタするのかなと思うので、そののところをきちんと小中の学校には下ろしていただきたいなとは思っています。

事務局 今後のスケジュールを含めまして、そういった現場に対する周知であるとかというのは、事務局内でもしっかり調整をとって、今後は徹底していきたいと考えております。

委員 すみません。質問です。28ページの29年度の枠の中の一番下の「板橋の教育課題に関する研究指定校を五つの学びのエリアで指定」って、これは今年度もやっていることですよね。

事務局 はい。

委員 これが来年度あるということ、ここにはないですけど、そういうことはありますか、平成30年度は。

事務局 平成30年度の指定においても、この板橋の教育課題に関する研究指定については、学びのエリアで指定していきたいと考えております。

委員 ということは、あるということですね。

事務局 はい。

委員 分かりました。

事務局 そのほか、ご意見、ご質問等はございます。

また、1章～4章以外の参考資料が多くなっていますが、基本的には前回までの検討会で用いた資料を使わせていただいているところがございます。

全部使っているわけではありませんので、抜粋しているところもございます。

こちらで、一通り、資料の説明は終わったのですが、本日、欠席の委員の方に事前に資料をご説明いたしまして、そのときご意見をいただきましたので、この場でご報告させていただきたいと思えます。

まず、学びのエリアの見直しにつきましては、1対2とか3ぐらいが組み合わせの数としてはいいとは思いますが、ただ一方で、実態がありますので、それに合わせて見直していくのがいいのではないかと。

また、施設につきましては、現在ある施設を使っていくのが現実的ではないでしょうかというところで、隣接とか分離が中心になって今後は発展していくのだろうと。

一方で、モデルとなる学校も必要だと思えます。建替のタイミングで、条件が合えば整備していただきたいと思います。その際には地域のバランスというのをよくよく考えて検討をお願いしたい。

また、小中一貫教育を進めていくには、現場の体制というのも重要ですので、こちらに対する準備というのも忘れずに進めていただきたいと思います。

コミュニティ・スクールにつきましては、必要などころに必要な人材を配置して、学校のためになっていけばいい。

最終的には、子どもたちのためになるように、皆が共通な目標を持って小中一貫を進めていく体制づくりをとっていただきたいと思います、そういったご意見をいただいたところがございます。

それでは、最後になりますが、今後のスケジュールについて、簡単にご説明させていただきたいと思えます。

資料2をご覧くださいと思えます。

本日いただきましたご意見等を踏まえまして、来週、開催の教育委員会に報告いたし、その後、庁議というものに報告いたします。こちらは区長

部局も入っているものでございます。

その後、区議会文教児童委員会で報告という流れになっております。

議会報告の後、1月27日から2月18日までの3週間でパブリックコメントを行い、区民の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

その結果を踏まえまして、次回、3月にこの検討会第6回を開催したいと考えてございます。

最終的な報告書につきましては、3月中に教育委員会に報告し、年度が明けた4月以降の区議会の文教児童委員会で報告するスケジュールを考えてございます。

また、一方で、定例で行っている他の会議体もございますので、そちらに関しましては報告していきたいと考えてございます。

スケジュールにつきましては以上です。

ご質問等、ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、中間のまとめ案につきましては、説明は以上でございます。

副会長からご意見をいただきたく存じます。よろしく願いいたします。

副会長 振り返ってみますと、もう5回過ぎたのだなというふうに思います。

最初はエリアの説明から始まって、具体的な協議が進んでいく中で、ある程度こうして形になってみますとこの方向で私たちは検討し、こっちの方向に今後進むということが見えてきたかなというふうにも思っています。

また、その進め方についても、いわゆるカリキュラム用の資料ができてきたとか、具体的に見ながら検討できるような状況になってきたというふうに感じているところです。

先ほど、ご欠席の委員のお声のご紹介がありましたけれども、一番大事なことは、共通理解をしながら、板橋の子どもにとってどういうことかということ、常にそこに返りながら検討を進めていく。

だから、これはコンプリートされて固まったものというよりも、むしろ、これからまた色々つくり出すものというふうな認識だと感じる事ができました。

何か、今までの、こういうふうに決まったから必ずこうやるというのではなくて、本当に「現場の声」、「子どもの様子」、「地域のお声」を生かしながらというところが大きな特徴かなというふうに思いながら聞いていたところです。

もう1点は、コミュニティ・スクールという一つの柱が、もう一つここにあって、これから、それと、より合わせながらの関係になっていくのだろうなというふうに思います。

先行で、学校でも実践をお始めになるところを見守りながら、または応援しながら、板橋におけるコミュニティ・スクールと小中一貫、保幼小中の流れの中でこれをどうお合わせていくのかという、これからも皆さんと一緒に考えていけたらいいなというふうに思います。

事務局でここまでおまとめになるのはなかなか大変だったろうと思いますけれども、最後、あと6回のところで、実際にやるのは現場です、学校です、一体どうするのかというところに、できるだけ丁寧にお答えしながら、中身あるものにしていけたらいいなと、感想ですけれども、そう思いながらお聞きしていました。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。

では、会長から、ご意見をよろしくお願ひいたします。

会 長 今日の進め方からすると、折々にその場で発言してもよかったかな、あるいは発言する必要があったかなと思いながら、発言を控えさせていただいたのは、全体を見て、全体像として捉えるということの必要性とか、大切さというのものもあるのではないかと。そういう思いと、もちろん、当然、時間的な進行とか、そういうことからしてということ。

そういう点で少し前に戻るようなことになるかもしれませんが、気がついたことを幾つか申し上げさせていただいて、それをまた加筆修正等々、ご検討いただくというような形でお願いできればと思いますので。

事務局 はい、よろしくお願ひいたします。

会 長 よろしくお願ひいたします。

まず1つ目は、これは1ページ目から学びのエリアということが出てくるわけですし、ある意味で、これが「板橋区の売り」という言い方もできるのかもしれないですけども、一体、この学びのエリアって何ぞやということについて、それがどこに書いてあるのでしょうかということ。

この場合の「書いてある」というのは、例えば学びのエリアについての定義とか、そういうものと、あるいは学びのエリアというのは、どういう思想、哲学、やや大げさに言いますとですが、このところに板橋区の皆

さんはエネルギーを注入しようとしているわけでしょうね、しかも、これを育てる。

じゃあ、この学びのエリアとは、改めて何ぞやというふうに皆さんは思われているのか、お考えになっているのかというようなことが、どこに記されているのでしょうかということです。

まだ、私もさっさと見ているだけです、「いや、ここに記されていますよ」というようなことをご指摘いただければ、それはそれにこしたことはないのですが、私が見る限りですと、そこら辺のところは記されていないように思います。

ですから、皆さんはこの経過とか経緯とか、そういうのはもうお分かりのとおりですので、そのお分かりになっていることを文言化していただくということの大切さじゃないかと。

例えば、隣の区の人がこれをご覧になったときに、板橋区の学びのエリアとは何ぞやという、こういう素朴な問いにも、「どうぞ、ここをご覧下さい」とか、「このところに、こういう形で記されていますよ」というようなことが、ここにあるといいのではないかなというふうに思いますし、そのところを起点にして小中一貫を進めようとしているわけですので。ですから、そのところの皆さんの思いとか、そういうものを含めて記されたいかがでしょうか。

それから、次に15ページですけども、板橋区における小中一貫教育の方向性というのは、これはかなり、差し替えることも含めてお考えにならないといけないかなというふうに思います。

要するに、ゴシックで書いてありますよね。B、板橋区における小中一貫教育。4列並んでいて、これですけども、これが板橋区の小中一貫教育ですかというようなことを示しちゃって、全国の小中一貫を進めている立場の人とか、自治体から見たときにどういう受け止め方をされるかどうか、その視点も実は必要なんじゃないかなというふうに思います。

言うならば、ここに書いてあるように、これは要するに左の小中連携なんですね。言うならば、板橋区における小中一貫教育というのは、一貫教育じゃなくて、まだ連携教育の域を出ていないということになるということ、このところを十分ご認識いただくということが学びのエリアということに拠って立とうとするというところとつながってくるわけで、Bを板橋の小中一貫だというふうな言い方をしちゃうと、一貫教育って一体どうお考えになっていますかというふうなことで、実は隣の15ページに、その辺りが脚注に書いてあります。

脚注に、一貫教育のことが、こういう形で示されていますということで

すけども、そういう観点からすると、Cのところの小中一貫型小学校・中学校のこの図はまずいです。

この図はまずくて、何がまずいかというと、（※1）の印がありますね。この部分を記していただかないといけないのです。脚注になっていますが、図で表そうとするのがお分かりになりますでしょうか。

要するに、現在の段階の一貫教育と、それというのは、校長先生が要するに複数いらっしゃるか、校長先生がお一人なのかということによって判別できるということが一番見やすいところになります。

Cの部分も、これを一貫教育として言っているわけですという、この場合は校長先生がお二人いらっしゃるということですね。その場合に、ここに書いてある脚注が重要なのです。

なぜ、脚注が重要かということ、校長先生の中で調整の機関が存在するんだとか、あるいは、あえて申し上げるならば、校長先生に責任の優先順位を明確にさせていただくという、そういうことなんです。というふうなことが、Cのところに図示されていないと、これは誤解を招くというふうなことになる。

要するに、複数の校長先生方の調整の機関を設けなさいということで、その場合に、小・中で、少なくとも一貫についての責任の所在というのは、校長先生が3人いらっしゃったらどういう順番なのか、どういう責任の応分の負い方をするんですかという、あるいは、そのことについての、3人の校長先生なら3人の校長先生の調整の機関とか場というのをちゃんと担保しないと、ということがこの要件の中に組み込まれているわけで、そのことが非常に、図ではなくて文章の中に溶け込んでいるような状態になっていますので、かえってこの図が誤解を招くというふうなことが一つであります。

それから、もう一つの義務教育学校ということについての図は適切ですすけども、ただ、これは間違いになります、この図は。

何かというと、「副校長」の下に「小学校」と書いてあるでしょう。それから、「副校長」の下に「中学校」と書いてあるでしょう。

小中一貫にこだわってやってきた方は、これ自体が何をお考えになっているのでしょうかという話になる可能性を持っているということです。

要するに、ここのところは「小学校課程」です。あるいは「前期課程」という、むしろ「小学校課程」より、むしろ「前期課程」という言い方をした方が、誤解がより少ないのかもしれない。

それが実際には6年間という前期課程と、それから3年間という後期課程というふうな、そういう印になっていますので、ですから、この図はど

うしても、やむを得ないのですけども、現行の6-3-3-4制に大きく引きずられて、そこで小中一貫を考えるとすると、こういう図になるのですが、そこら辺のところを図で表すのか、それとも、図は一切やめて文章になさるのか、どうなのかということですが、区民の皆さんにとっては、当然、図に表した方が分かりやすいですし、文章だとよく分からないという話になると思いますので、今のようなことをより図式化することについて、もう一段、知恵を絞っていただければということをお願いしたいというふうに思います。

それをぱっと見た瞬間に、「ああ、こういうことですね」というようなことがお分かりいただくようなことだと思います。

これが、現状の段階だと、何で小中一貫と今と違うのでしょうかとか、どうなっているのでしょうかという、こういう疑問が出てきても自然なんじゃないかなという、この段階ですと。ということで、どうぞその辺のところに入らせていただければというふうに思います。

それから、次に第3章のところ、これは具体的なことで章の後に節立てになって、学びのエリアにおけるこれからの取組というのが1ですよ。

それで、ページの次に行くと、21ページのところに、2として9年間のめざす子ども像の設定ということが書いてあって、その次に、3として9年間の系統に配慮した指導計画と、こういう並びになっていますが、2と3の間に新たに3を設けていただいて、そこに教育課程の編成というものをに入れて、そして、3を4にさせていただくというやり方が一つあるのかなと思います。

要するに、子ども像の設定の次に指導計画の配慮ということですが、限りなく皆さんの9年間の系統的・主体的に配慮した指導計画等というのは、ある種の教育課程というのと指導計画というのを一体化して書いてあるのですけども、ただ、その隣の22ページのところには、明らかに指導計画の届出というふうにして書いてあるわけで、教育課程のもとに指導計画がつくられるというのをご承知のとおりですけども、すっぱり教育課程というのは抜くことはないのではないかとということで、これだけの資料があるんですから、ということです。

あと、これが最後になりますけども、改めて今の話に関わってきますが、学校の教育目標ということです。

今の子ども像ということと、それから、教育課程ということと、学校教育目標というのは、これはどういう順番になるのかというようなことも、学校のお立場からすると色んな議論があるところです。

要するに、子ども像の上位に学校教育目標があるんだということと、子ど

も像が上位にあって、そのもとに学校教育目標があって、そのもとに教育課程があるのか、どっちがどっちだというのは、結構、理屈を立てると両方あり得るといふような話になりますけれども、そのときに、今回のポイントになってくるのは、先ほどお話があったところで、学習指導要領の改訂に伴って、学校教育目標に各学校は、ある種の検討をしなくてはならない状況に置かれていらっしゃるんですね。

これは話が横道に逸れますけれども、東京都じゃないですが、先だって、どこかの県で管理職試験がありまして、学校教育目標をどうなさいますかという、こういう質問を投げかけられたそうです。

受験された方は、それについて相応にお答えしたということで、それが一因であって通過したのではないかという、そんなことも後日談として人づてに伺わせていただいたのですが、要するに、何ゆえに今それが質問たり得るかどうかという、そういう管理職試験のところ。というのは、要するに出題する側は、そこら辺のところの状況を受験されている方が把握されていらっしゃるかどうかというところを捉えている。

具体的な話はもう一段先の話になってくるかと思いますが、要するに学習指導要領を色んな資質・能力で動かそうとしているときに、学校教育目標は従来どおりでいいのかどうなのかというような、そういうふうなことというのは大きな課題になっているんです。

そうすると、先ほど、いつからだ云々というあたりのところというのは、それと非常に絡んでくるような話になってくるのです。

ですから、そういう意味で言うと、どの学校というか、多くの学校は、学校教育目標の見直しを、何らかの形で、今後、動いていくということも十分考えられる。

ついては、この話とどういうふうに整合させるのかというような話等々も出てくるということで、そうすると、今年着任されてそこに手をつけられている学校もきっとおありなのではないか、校長先生が。という学校もあれば、そうすると、教育委員会から号令一下ということと、それは符号が合わない可能性も、このあたりで出てくるところがあって、先ほどのご質問、ご意見等で、おっしゃることは、十分、現場との整合を図っていただいて、そしてこのあたりのところの話を整えていただく。

先ほど副会長がおっしゃったことと同様に、私もそんなことを思っています、例えばこの件について、そういう意味のスケジュール等々も含めて、どうぞ柔らかく対応していただけるということ、この点についてはお願いしたいと思います。

長くなって申しわけございませんでしたけれども、ということ、全体

を通してということですが、先ほども副会長が言われましたように、何もないところからここまでもってこられたということは、事務局の皆さんを含めまして、それぞれの委員の方々のご尽力によるところだと思います。

改めてお礼を申し上げたいというふうに思いますし、また、これを、今後、より分かりやすくしていただくというふうなこと、どちらかというところと教育の関係の方々にとってはですけども、今度はそれを超えて、それぞれの様々な区民の方に対してお伝えするというのも含めて、より分かりやすくということについて、また知恵を絞っていただければということをお願いしたいと思います。

私からは以上です。

事務局 ありがとうございます。

本日の検討会を通していただいたご意見等を反映させていただいて、文言等はこちらの判断で変えさせていただくところもございますので、中間のまとめにつきましては、そういった形で作成させていただきたいと考えてございます。

次回の日程ですけども、先ほどご説明したとおり、3月の開催を予定しております。日程につきましては、また別途、調整させていただきたいと思っております。また、その際はよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の検討会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午前 11時50分 閉会